

新潟医療生協 木戸病院 受診時の 選定療養費の負担について

選定療養費とは「初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で、高度・専門治療は病院(200床以上)で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

このような目的を踏まえ、2019年4月1日から、他の保健医療機関等の紹介状なしに当院を受診する場合には、原則として、初診時・再診時の選定療養費を下記の通り、徴収させていただきます。
ご理解ご協力をお願いいたします。

初診時選定療養費

2,200円(税込)

新潟医療生協組合員本人・家族は免除

初診時選定療養費とは

他の医療機関からの紹介状をお持ちにならず、当院への受診を希望される場合にご負担いただく料金です。

再診時選定療養費

2,200円(税込)

新潟医療生協組合員本人・家族は免除

再診時選定療養費とは

当院での専門的な治療が終了し症状が安定した患者さんを、当院から他の医療機関へ紹介後、他の医療機関からの紹介状をお持ちにならず、患者さんの希望により再度当院を受診される場合に受診の都度ご負担いただく料金です。

下記の対象外患者さんにつきましては、選定療養費のご負担はありません。

- 新潟医療生活協同組合の組合員・家族の方。
- 他の保険医療機関からの紹介状を持参した方。
- 当院の他の診療科を受診中の方。
- 救急車で来院された方。
- 外来受診後、当日入院が必要となった方。
- 特定の疾病または障害などにより各種公費負担制度の受給対象となっている方。
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方。(木戸病院以外からの指示でも可)
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方。等

*診療報酬の改定や木戸病院の患者動向により、変更することがあります。

ご不明な点は、木戸病院医事課までお問い合わせください。

2021.4月1日

新潟医療生活協同組合
 木戸病院